

令和 5 年度

## 保育所入所申し込みについて

担当課 加茂市こども未来課児童保育係

Tel.52-0080 内線 151

### 保育所の目的

保育所(園)は、保護者が就労や病気などのため家庭で児童の保育ができないときに、保護者に代わって児童を保育することを目的とする児童福祉施設です。

### 対象となる児童

◎次の全部に該当すること

- (1)年 齢 小学校入学年齢に達していないこと。
- (2)健 康 集団保育に支障のないこと。ただし、病気や障害のある児童についてご相談に応じます。
- (3)家庭事情 別紙「記入上の注意」の「4 保育の認定基準」のいずれかに該当すること。

### 申し込みの方法

「施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書兼入所申込書」を第一希望の保育園へ、できれば、入園を希望するお子さんと一緒においでいただき提出してください。申し込み時に不明な点があれば、こども未来課までご連絡ください。

### 申込書の書き方

別紙の「記入上の注意」をよく読んで、保護者自身で詳しく、はっきりとご記入ください。

「保育の利用を必要とする理由」欄が未記入の場合や不備の場合は、後日改めて詳しくお伺いします。

「利用を希望する期間」については、最長で小学校就学まで希望することができます。その場合の期間は次のとおりですので、参考にしてください。

| 生年月日                | 年齢   | 保育の実施期間                            |
|---------------------|------|------------------------------------|
| H 29.4.2～H 30.4.1 生 | 5 歳児 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで  |
| H 30.4.2～H 31.4.1 生 | 4 歳児 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで  |
| H 31.4.2～R 2.4.1 生  | 3 歳児 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで  |
| R 2.4.2～R 3.4.1 生   | 2 歳児 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで  |
| R 3.4.2～R 4.4.1 生   | 1 歳児 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで |
| R 4.4.2～R 5.4.1 生   | 0 歳児 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで |

(上記は 4 月 1 日入所の場合です。年度途中の入所の場合も 4 月 1 日の年齢児になります。)

## 申し込み受付期間及び受付場所

10月14日(金)から10月31日(月)まで各保育園で受け付けます。(年度途中入所は随時受け付けます。)申込書提出後に記載内容に変更がありましたら、こども未来課までご連絡ください。

## 入所できる保育所

別表-1「保育所一覧表」のとおりです。

## 申し込み時に必要な書類(証明書等の提出)

入所児童と同居している父母(祖父母については生計中心者の場合)について、別紙「証明書等の提出について」により、各証明書等を希望する保育園へ提出してください。保育所への入所を必要とする理由・程度の確認及び保育の必要性の支給認定を行います。

※令和4年1月2日以降加茂市に転入した方は令和4年度市町村民税の課税証明書(令和4年1月1日に居住していた住所地の市町村役場が発行します。)が必要です。

## 入所の判定方法

- (1)国が定めた基準(別紙記入上の注意に記載)により保育が必要と認められた場合、入所ができます。
- (2)定員を超える申し込みのあった保育所については、母子家庭または父子家庭であること、家族の就労状況、兄弟の入所状況などの家庭状況を参考に、入所児童の優先順位を決定します。

## 保育料

保育料は、4月1日の満年齢で3歳未満の児童について、父母の市町村民税額\*の合計で決定します。ただし、祖父母が家庭のなかで生計中心者と認定された人は祖父母の市町村民税額\*を合算した額が対象になります。

令和5年度の月額料は、別表のとおり令和4年度と同じ基準額表を用いる予定です。

また、保育料は4月から8月分を令和4年度市町村民税額\*を用いて算定し、9月から3月分については8月に確定する令和5年度市町村民税額\*を用いて算定します。

※保育料は、市町村民税額の所得割額に応じた階層区分があります。

※市町村民税額の所得割額は、住宅取得特別控除、配当控除、外国税控除、寄付金税額控除を控除する前の税額です。

### 副食費(おかず、おやつ等)

令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化により3歳から5歳までの児童の利用料は無償化されました(満3歳になった後の4月1日から小学校入学前の3年間)が、副食費は保護者の負担となります。副食費については申込みの園にお問い合わせください。

0歳から2歳の副食費につきましては保育料に含まれます。

### 延長保育

やむを得ない理由により、通常の保育終了時刻を超えて保育が必要な児童については、申し込みにより延長保育(別途案内します。)を実施しますので、保育園にご相談ください。